

株主各位

証券コード 3978

2025年5月26日

東京都港区港南二丁目16番1号

株式会社マクロミル

取締役兼代表執行役社長CEO

佐々木 徹

臨時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社臨時株主総会におきまして、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

決 議 事 項

第1号議案

株式併合の件

本件は、原案のとおり承認可決され、2025年6月19日を効力発生日として、当社の普通株式19,470,046株を1株に併合することといたしました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決され、株式併合に伴い定款の一部を変更することといたしました。なお、当該定款変更は、第1号議案の株式併合の効力が発生することを条件として、株式併合に伴う所要の変更を行うものです。

以 上

株式併合及び単元株式数の定め廃止について

当社は、本日開催の臨時株主総会において、2025年6月19日を効力発生日として、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）19,470,046株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）及び単元株式数の定めを廃止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、本株式併合及び単元株式数の定め廃止に伴い、特段のお手続は原則必要ございません。

1. 1株に満たない端数が生じた場合の処理

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、本株式併合が当社の株主をTJ1株式会社（以下「公開買付者」といいます。）のみとすることを目的とする一連の取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年6月17日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。

この場合の売却額につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、本株式併合の効力発生日の前日である2025年6月18日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社株式の数に、公開買付者が2024年11月15日から2025年3月18日までを公開買付けの買付け等の期間として実施した当社株式及び新株予約権に対する公開買付けにおける公開買付け価格と同額である1,275円を乗じた金額に相当する金銭が交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

端数相当株式の処分代金は、2025年9月下旬を目途に株主の皆様に対して交付することを見込んでおります。

2. 主なスケジュール

2025年6月16日（予定）当社株式の最終売買日

2025年6月17日（予定）当社株式の上場廃止日

2025年6月19日（予定）本株式併合の効力発生日

2025年9月下旬（予定）端数相当株式分の処分代金の交付開始

以 上